

令和6年度第2回玉野市国民健康保険運営協議会（書面開催）要録

意見書提出期間：令和6年8月1日（木）～8月16日（金）

委員	会長	北山 順崇
	副会長	村上 光江
	公益代表	久保本 慎一
	被保険者代表	大賀 公善
	被保険者代表	伊藤 良和
	被保険者代表	國屋 一吉
	医療担当代表	近藤 潤次
	医療担当代表	桜井 修司
	医療担当代表	塩見 裕樹
	被用者保険代表	段 利明
	被用者保険代表	川添 浩二
	被用者保険代表	難波 和彦

諮問事項

(1) 玉野市国民健康保険条例第28条の改正について

- ・ 現在、保険料の長期滞納等による被保険者証返還の求めに応じない者に対する罰則について、国民健康保険法第127条第1項の規定に基づき、玉野市国民健康保険条例第28条に規定している。令和6年12月2日から、マイナンバーカードの健康保険証利用を原則とする仕組みに移行し、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、同法から上記罰則の根拠規定が削除されることとなったため、同条例の罰則規定を削除する。

諮問結果

全会一致により、承認。

諮問事項に対する意見

これで良いと思います。

マイナ保険証への移行に伴う改正であり、異論ありません。

報告事項

(1) 国民健康保険料の徴収猶予の取り扱い

① 国からの通知

今般、国からの通知により、急患等として医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収を猶予するものとする取扱いが示された。

保険料の徴収猶予については国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定により、条例の定めるところにより、災害や病気、事業の休廃止などによって、保険料を一時的に納付することができないと認められる場合に、申請に基づいて納付が猶予される制度とされているが、今回、国から条例改正に係る参考例が示された。

② 国による条例参考例

(現行) 「6 箇月（何箇月）以内の期間を限って徴収猶予することができる。」

(改正) 「6 箇月（何箇月）（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）以内の期間を限って徴収猶予することができる。」

③ 本市の方針

現行の玉野市国民健康保険条例第 24 条において、猶予期間は「1 年以内」となっており、国通知の内容に対応可能である。また、改正後の条例参考例に合わせる改正を行った場合、原則の猶予期間が短縮され、被保険者に不利益な改正となるため、今回は市条例を改正しないこととする。

(事務局・問合せ先)

玉野市市民生活部保険年金課 Tel 0863-32-5528